

平成26年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成26年9月5日 午前10時03分 開会
午後 0時18分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市 民 生 活 部 長	芳 野 隆 一
都 市 整 備 部 長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 理 事	土 谷 宏 巖
産 業 観 光 部 長	河 合 良 則	保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上 下 水 道 部 長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司	代 表 監 査 委 員	柴 田 修

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第6号 平成25年度葛城市継続費精算報告書の報告について

- 日程第4 報第7号 平成25年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第8号 平成25年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 認第1号 平成25年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第10号 平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第33号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第17 議第34号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第18 議第35号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第19 議第36号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 日程第20 議第37号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第38号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第39号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第40号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第24 議第41号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第25 議第42号 平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時03分

西川議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成26年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきをください。

本日、平成26年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様もご存じのとおり、先月19日からの集中豪雨により、広島市内で土砂災害が相次いで発生し、多数の住家被害とともに多くの尊い命が奪われました。お亡くなりになられた方々に対し謹んで哀悼の意を表します。また、被害を受けられました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、9月に入りまして、朝晩の気温変動が大きく、日中はまだまだ残暑が続くと思われまます。議員各位におかれましては体調に十分留意いただき、本定例会も議会運営が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

ここで、ご報告を申し上げます。

初めに、議員辞職に伴い、現在、厚生文教常任委員会の委員に1名欠員が生じていることから、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、新たに厚生文教常任委員として西川朗君を議長において指名いたしますので、皆様にご報告をいたします。なお、新しい役員名簿はお手元に配付しておりますので、ご承知おき願います。

次に、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第25まで23議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会委員長より「教育に関する事務の点検及び評価報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付し、ご報告といたします。

次に、閉会中に開催されました委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

初めに、議会運営委員会委員長より報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成26年8月12日に開催し、審査をいたしております。審査の内容は、8月12日に開催された議会全員協議会の中で、9月1日の発行を予定していた議会だよりNo.14の一般質問のコーナーに個人を特定できるような記載があることについて、また、今後の議会だよりの編集のあり方について、議会運営委員会で協議願いたいという意見がございましたので、同日に急遽、委員会を開催し、本委員会といたしましてどのように取扱うべきか協議いたしました。

委員からは、議会だよりを発行するに至っては、議会改革特別委員会で決定された経緯が

あるので、議会改革特別委員会でご協議願いたいという意見があり、本委員会といたしましたしは議会改革特別委員会でご協議いただくことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

西川議長 次に、議会改革特別委員会委員長より、報告を願います。

8番、西井覚君。

西井議会改革特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成26年8月25日に開催し、所管事項について慎重に審査をいたしております。委員会では、先ほどの運営委員長の報告にございました議会だよりの件について協議いたしました。委員からは、該当箇所については本会議の一般質問の中で議員が発言している内容であり、議事録にも記載されているので、議会だよりにそのまま記載することについては問題がないという意見や、本会議で発言されたことであっても議会だよりに記載するに当たってはできるだけ個人を特定できるような内容は控えるなど、一定の基準を設けるべきであるといった意見など、さまざまな議論がございました。協議の結果、議会だよりNo.14については、該当箇所はそのまま発行することといたしましたが、9月1日の発行は日程的に間に合わないため、来月10月1日の発行とすることになりました。

また、今後、個人を特定できるような内容などが出てきた場合については、今後の議会だよりのあり方も含めて、議会だより編集委員会で継続して議論していただきながら、市民によりわかりやすい、また、より見てもらいやすい紙面づくりが基本であるため、努力していただきたいということになりました。

また、編集委員会の委員の任期についても協議し、現在、申し合わせなどで委員の任期が議員の任期と同じ4年となっていることについて、委員からは現在のままでいいのではという意見や、議員の役員改選とあわせる形で、編集委員の任期も1年間としてはどうか、また、そうすることで多くの議員が編集作業に携わることができるのではという意見があり、採決の結果、本委員会としては編集委員会委員の任期は1年とするということで決定いたしました。

最後に、委員会の中で委員から、県内各市の議員報酬や政務活動費について、今後の委員会の協議案件として議論してはどうかという意見があったことから、現在の県内各市の議員報酬や政務活動費について事務局から説明してもらい、この件については今後の委員会の議題として議論を重ねていくということになりました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

西川議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案等につきましては、既に配付いたしております2件でございます。それぞれの所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第3回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろは議会活動を通じまして、市民の皆様方の福祉向上のためにご活躍をいただいておりますことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件につきましては、報告案件が3件、認定案件が10件、議決案件が10件の合わせて23件でございます。各案件の提案の際には、その都度、内容についてご説明申し上げますので、皆様方、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、西川朗君、12番、赤井佐太郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法等について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議会運営委員長 平成26年第3回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る8月27日及び本日午前9時より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第6号から日程第5、報第8号までの3議案につきましては報告案件でございます。報第6号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

日程第4、報第7号及び日程第5、報第8号の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第33号から日程第22、議第39号の条例の制定及び一部改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、議第36号、議第38号及び議第39号については総務建設常任委員会に、議第33号、議第34号、議第35号及び議第37

号については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第40号から日程第25、議第42号までの補正予算3議案につきましても、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第40号の一般会計補正予算については、それぞれの関係部分を所管の各常任委員会に分割付託し、審査願います。議第41号、議第42号については厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月5日から26日までの22日間とし、9日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。10日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日9時30分より厚生文教常任委員会を開催願います。17日、18日、19日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。22日、24日、25日は予備日とし、26日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況をそれぞれ委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきましても、委員長より審査結果について報告願、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、意見書案についてはお手元に配付のとおりで、2件の提出がございました。それぞれの所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数は、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法についての報告は以上でございますが、このほかにも諸事項につきまして本委員会の中で協議しておりますので、その協議結果について引き続きご報告させていただきます。

まず、議員辞職に伴う厚生文教常任委員会委員の欠員についての取扱いについてでございます。本件につきましては、協議の結果、総務建設常任委員会の委員の中からどなたか1名の委員に厚生文教常任委員会の委員として兼任していただくということで決定し、先ほど本会議の冒頭、議長の指名により厚生文教常任委員会の委員として選任いただいております。

次に、委員会における付託議案以外の所管事項の調査についてでございます。本件につきましては、総務建設常任委員長より議長に対し、公共バスの運行について、総務建設常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申し出があり、その取扱いについて協議いたしました。その結果、今後、公共バスの運行については所管である総務建設常任委員会において、付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

最後に、8月12日に開催した議会運営委員会の中で議会改革特別委員会で協議願うことが決定した議会だよりの件につきましても、議会改革特別委員会での協議結果を西井委員長の方から報告を受けました。その内容については、先ほど西井委員長の委員長報告のとおりでございます。なお、その報告内容について、本委員会としても了承することで決定しております。

す。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

西川議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日 5 日から26日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 5 日から26日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

なお、ただいまの運営委員長の報告にありましたとおり、今後、公共バスの運行については総務建設常任委員会の調査事項として審査いただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第 3、報第 6 号、平成25年度葛城市継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第 6 号、平成25年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由を申し上げます。

本報告につきましては、平成24年度、平成25年度の 2 カ年事業として継続費を設定し、事業を進めてまいりました観光インバウンド事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件については法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

日程第 4、報第 7 号、平成25年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第 5、報第 8 号、平成25年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上 2 議案を一括議題といたします。

本 2 議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第7号及び報第8号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第7号、平成25年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体は、この健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本市の健全化判断比率についてご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率。この比率は一般会計等、すなわち本市におきましては一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合は、実質収支は黒字であり、実質赤字額はございません。

2つ目の比率である連結実質赤字比率。この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な収支は黒字、資金不足は発生しておらず、この結果、連結実質赤字額についてもございません。

3つ目の比率である実質公債費比率。この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合は、平成23年度、平成24年度、平成25年度の3カ年平均で7.5%であり、これは早期健全化基準である25%をかなり下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率。この比率は一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合は52.8%であり、これは早期健全化基準である350.0%を大きく下回っております。

このように、平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりもかなり下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。なお、平成24年度に合併特例債の5年間の期限延長がなされ、本市においては新市建設計画の見直しを行っているところでございます。新市建設計画に基づく大規模事業の執行に当たりましては、今後の市債や公債費の状況を踏まえた中で、財政運営においてはこれまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えているものでございます。

次に、報第8号、平成25年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は105万710円と黒字となっておりまして、資金不足は

発生しておりません。しかしながら、歳入におきましては一般会計から9億9,900万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料金の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払い金を含む流動負債1億4,072万6,256円に対しまして、現金預金等の流動資産は24億3,345万3,238円でございます。流動資産が流動負債額を上回っておりますので資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後は老朽施設の耐震工事等、改良補修に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より、報第7号及び報第8号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 おはようございます。ご指名いただきました柴田でございます。

それでは、ただいまから平成25年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりであります。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類について、適正に作成されているものと認めました。

葛城市においては、健全化判断比率に係る4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であります。しかし、今後、新市建設計画による本格的な事業の執行により公債費が増加するとともに、また資金が減少すること等により、本市の財政を取り巻く環境は引き続き厳しくなると思われれます。こうした状況を踏まえまして、より一層の歳入の確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えます。

今後とも行財政改革を積極的に推進されるとともに、行政評価制度を有効に活用して、より一層効率的な組織運営と事務事業の点検、見直しを行うなど、経費全般についても徹底した削減、合理化に努められますよう望みます。また、葛城市の地域経済活性化をもたらすために多くの新たな事業が積極的に取り入れられ、その事業の補助金等を確保するために、市長を先頭に職員諸氏が積極的に行動されていることに対しては高く評価をいたします。

さらに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行政運営を推進されますよう強く望むものであります。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果の報告を終わります。

監査委員、柴田修。同じく下村正樹。

以上でございます。

西川議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本2議案についても法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提出者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は164億6,666万19円で、予算現額に対する収入率は74.4%でございます。また、歳出決算額は153億2,138万1,981円で、予算現額に対する執行率は69.28%となっております。歳入歳出差引残額は11億4,527万8,038円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5億700万3,032円を差し引いた実質収支額は6億3,827万5,006円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては7億6,289万3,000円の増額となっております、平成25年度末の現在高は50億8,091万8,000円となっております。

次に、認第2号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は42億2,888万2,131円で、予算現額に対する収入率は99.4%でございます。また、歳出決算額は41億9,111万5,925円で、予算現額に対する執行率は98.5%となっております。歳入歳出差引残額は3,776万6,206円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減はなく、平成25年度末の現在高は52万2,000円となっております。

次に、認第3号、平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は21億2,825万8,407円で、予算現額に対する収入率は97.4%でございます。また、歳出決算額は20億9,264万5,335円で、予算現額に対する執行率は95.8%となっております。歳入歳出差引残額は3,561万3,072円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、4,815万6,000円の減額となっております、平成25年度末の現在高は8,590万円となっております。

次に、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,278万2,889円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに78%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は15億1,193万7,633円で、予算現額に対する収入率は96.7%でございます。また、歳出決算額は15億1,088万6,923円で、予算現額に対する執行率は96.6%となっております。歳入歳出差引残額は105万710円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8万6,000円を差し引いた実質収支額は96万4,710円でございます。

次に、認第5号、平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、

歳入決算額は4億8,431万8,881円で、予算現額に対する収入率は97.6%でございます。また、歳出決算額は4億8,402万8,468円で、予算現額に対する執行率は97.5%となっております。歳入歳出差引残額は29万413円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は139万1,909円で、予算現額に対する収入率は126.5%でございます。また、歳出決算額は107万4,918円で、予算現額に対する執行率は97.7%となっております。歳入歳出差引残額は31万6,991円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4,010万2,580円で、予算現額に対する収入率は94.4%でございます。また、歳出決算額は3,788万7,235円で、予算現額に対する執行率は89.2%となっております。歳入歳出差引残額は221万5,345円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては969万7,000円の減額となっております、平成25年度末の現在高は2億2,539万2,000円となっております。

次に、認第8号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,934万1,811円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに89.8%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億428万9,758円で、予算現額に対する収入率は99.5%でございます。また、歳出決算額は3億391万5,158円で、予算現額に対する執行率は99.4%となっております。歳入歳出差引残額は37万4,600円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては6億1,735万3,597円で、予算現額に対する収入率は94.8%でございます。一方、水道事業費用は5億9,787万1,613円で、予算現額に対する執行率は92.0%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1,054万9,236円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は6,380万5,050円で、予算現額に対する収入率は107.6%でございます。一方、支出額は3億1,383万1,907円で、予算現額に対する執行率は96.9%となっております。この資本的収支における2億5,002万6,857円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 次に、監査委員より認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 それでは、ただいまから平成25年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等につき、関係諸帳簿と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討いたしました。あわせて、必要において関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合、点検をしたところ、計数は正確であると認め、予算執行の状況についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、以下に述べる点について、検討を要する課題として、今後、必要な措置をとられますよう強く要望いたします。10項目申し上げます。

1、市税の確保及び収入未済額の早期の収入について。

一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の全般にわたって、収入未済額が恒常的、慢性的に生じている傾向となっております。市税の現年度分と過年度分を含む滞納金の徴収については延滞金も厳格に徴収され、平成25年度も引き続き早期収納に向け取り組まれた結果、前年と比較して収納率はわずかではありますが上昇しております。この点につきましては、関係者の努力を評価させていただきます。しかし、固定資産税や法人市民税の個別の要因により、収入額は減額となっております。市税を初め負担金、使用料、手数料等の収入未済額については、収入の確保と負担の公平を期する上からも、滞納の理由、状況等については十分に分析した上で、より効果的な収納対策を講じ、早期収納に向けご尽力を願いたいと思います。なお一層努力をお願いしたいと思います。

また、不納欠損については実態の把握に努めるとともに、関係法令等に基づき時効中断の手段を適切、適時に行い、安易に時効成立による不納欠損処分を行わないように、厳正に事務執行をされるよう望みます。

2、公共施設の存続とファシリティマネジメントについて。

現在、市が保有する公共施設の効率的かつ広角的な保全、運用についてファシリティマネジメント検討委員会が設立され、平成25年度から3カ年の期間で中長期的な視点で検討されているところでありますが、昨年も指摘しましたように、大きな地震や災害がいつ起こるかわからない状況にあります。委員会での検討の結果を受け次第、公共施設について早急に判断を示していただくようお願いいたします。

3、各種団体及び各事業への補助について。

各種事業補助や団体補助などの補助事業の執行については、補助の目的、効果、必要性を十分に見きわめ、補助金の増額、減額を含め、交付金を適正に執行されるように望みます。

4、公共バスの運行について。

公共バスの運行については、葛城号、ミニバスあわせますと、延べ利用者数が約1,600人増加をしていることについては、高く評価をいたします。今後は、高齢化や核家族の進行が

進む中において、市民の身近な足である新交通体系を現在の公共バスとあわせて運行することを検討される等、費用対効果も考慮しながら利用者の要求に応えられるような公共バスの運行を望みます。

5、各公共施設における使用料及び手数料について。

各公共施設の老朽化による多額の維持管理費、修繕費が現に必要となっています。受益者負担の観点から、使用料の見直しとともに、手数料についても、経費と近隣市との均衡を考え、受益者負担の適正化を検討されるようお願いをいたします。

6、各特別会計について。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各種特別会計については、市全体の決算の大きな割合を占めており、今後も高齢化の伸びにより医療費や介護認定に伴う事業量の増加が見込まれます。市民が健康で長命でいられるよう、疾病の予防に重点を置いた保健事業や地域支援事業の推進を図られるよう望むものであります。

7、水道事業会計について。

水道事業会計については、今後、大口利用者を見込めない中、万全の経営計画のもと、給水収益確保のために漏水防止等に努力され、有収率の向上をさらに図るとともに、未収金対策及び不能欠損金処分についても適正に処理を行い、収納率の向上により安定した財政基盤を堅持し、さらに経費の節減、事業の効率化を図られるとともに、地震災害対策にも配慮しながら、水道事業本来の使命である安全で良質な水の安定供給に努められますようお願いをいたします。

8、決算状況及び前年度決算との比較について。

本年度の一般会計決算と特別会計をあわせた歳入歳出決算額の実質収支、それぞれの会計または全体としても黒字で、良好な決算となっています。また、本年度の一般会計決算と前年度の比較は、歳入歳出とも増加の決算となっており、性質別経費では主に普通建設事業費、物件費等が増加し、積立費、公債費等がやや減少しておるところでございます。

9、繰越事業とその財源について。

厳しい財政状況の中にあつて、主要事業として尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業等を初め、吸収源対策公園緑地事業や土地改良事業、下水道事業等の普通建設事業が執行されており、全体的に見て順調な決算と言えます。しかし、繰越しされているものも若干あり、早期完了を望みます。また、繰越事業の財源については、単に事業を繰越しただけではなく、審査意見書に付した繰越明許費の状況に記載のとおり、翌年度へ繰越すべき財源を確保していることを確認しております。

10、総括について。

現在、国の景気は緩やかに回復基調が続いておると言われ、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある今日、本市においては市税の減少があったものの、地方交付税等の増加により経常一般財源が前年度より増加しました。しかし、一方では、医療費を初め扶助費、各会計への繰出金、新市建設計画に伴う事業等の執行により、財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。このような内外の厳しい社会経済状況のもと、

本市では、子どもたちをはじめ市民が安心して暮らせるまちづくりのために各種施策を推進していかなければなりません。これまで申し上げましたように、事務事業の整理・合理化、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の削減・合理化等、財政の健全化に向け、全庁で取り組まれることを希望いたします。さらに、審査の結果を踏まえ、より一層効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般にわたって徹底した削減、合理化に努められますよう強く望みます。将来を展望した計画的な財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最少の経費で最大の効果が上げることができるように取り組まれ、公正で透明な行政運営に努められることを望むものであります。加えまして、住民の健康と福祉の増進に一層の努力をあわせてお願いいたします。

長々と申し上げましたけれども、以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

監査委員、柴田修。同じく下村正樹。

以上でございます。

西川議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午後 0時04分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任をいただいておりますので、ご報告をいたします。

決算特別委員会委員長、西井覚君、同じく副委員長、赤井佐太郎君。以上でございます。

次に、日程第16、議第33号から日程第22、議第39号までの条例の制定及び一部改正7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第33号から議第39号の7議案につきまして、一括して提案理由説明を申し上げます。

最初に、議第33号、葛城市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設されたことによるものでございます。新制度では、市町村の確認を受けた特定教育、保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育、施設等に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとされました。これに伴い、施設の設置者や事業者は国の基準を踏まえ市町村において定められた特定教育、保育施設等の運営に関する基準を満たす必要があるため、本条例を制定するものでございます。子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

次に、議第34号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、子ども・子育て新制度の創設により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業者内保育事業を新たに市町村認可事業として設けることとなったことによるものでございます。これに伴い、家庭的保育事業者等は国の基準を踏まえ、市町村において定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を順守する必要があるため、本条例を制定するものでございます。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、議第35号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、子ども・子育て支援新制度の創設による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国の基準を踏まえ市町村の条例で基準を定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。施行日につきましては前号の条例と同日となっております。

次に、議第36号、葛城市税条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、最初に個人住民税に係る改正でございます。肉用牛の売却による事業所得の課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。次に、法人市民税に係る改正といたしまして、外国法人に対する所要の改正、また法人税割の標準税率、制限税率が引き下げられたことに伴う改正でございます。次に、固定資産税に係る改正といたしまして、子ども・子育て支援制度の施行に伴い、認定こども園及び小規模保育事業等に供する事業所にかかる固定資産税の非

課税措置を講ずるものでございます。最後に、軽自動車税に係る改正といたしまして、原動機付自転車等の標準税率の引き上げ、平成27年4月1日以後に新規取得される軽四輪自動車等及び平成28年度分からの適用として、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪自動車等について、税率の引き上げを行うものでございます。本年10月1日から施行するもののほか、法の施行日にあわせて施行するものでございます。

次に、議第37号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、ひとり親家庭支援施策を強化するため、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布による母子及び寡婦福祉法の改正に伴うものでございます。父子家庭がおおむね母子家庭と同様の法律の支援対象として位置づけられることとなり、法の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことにより、この法を引用している本条例を改正するものでございます。本年10月1日から施行するものでございます。

次に、議第38号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業による兵家、竹内地区公園整備工事が完了いたしましたので、本条例に兵家・竹内公園を追加しようとするものでございます。公布の日から施行するものでございます。

最後に、議第39号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年12月13日に公布され、中国残留邦人と長年にわたり労苦をともしてこられた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対して、中国残留邦人等が亡くなられた後にこれまでの支給給付に加え、新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されることとなりました。これに伴い、支援の対象となる配偶者を特定配偶者とし、特定配偶者の自立の支援を行うことが明確化され、法の題名が改められたことにより、この法を引用している本条例を改正するものでございます。本年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第36号、議第38号及び議第39号の3議案につきましては総務建設常任委員会に、議第33号、議第34号、議第35号及び議第37号の4議案につきましては厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第23、議第40号から日程第25、議第42号までの補正予算3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第40号から議第42号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第40号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,112万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億9,442万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、総務費では街灯等整備事業補助金の追加、すむなら葛城市住宅取得事業補助金、民生費では障害福祉システムに係る変更委託料、衛生費では定期予防接種に係る委託料の追加、農林商工費では農地基本台帳システムに係る変更委託料、土木費では新町公園排水ポンプ改修に係る委託料の追加、教育費では学校給食特別会計への繰出金の減額などの補正をそれぞれお願いするものでございます。また、第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第41号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,560万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,760万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、前年度決算によるものでございまして、歳入につきましては繰越金の追加でございます。歳出につきましては、地域支援事業費では講師謝礼の追加、委託料では同額を減額、諸支出金では償還金の追加でございます。

最後に、議第42号、平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、学校施設環境改善交付金事業補助金として見込まれる補助金が増額されることと、国の平成25年度補正予算で創設されました、がんばる地域交付金の交付限度額が示されたことによりまして、交付金を学校給食センター建設事業費に全額充当するものでございます。補正内容につきましては、歳入の国庫補助金として学校施設環境改善交付金事業補助金の増加分7,969万3,000円と、新たにがんばる地域交付金5億603万7,000円の合計5億8,573万円を予算計上し、歳入の繰入金では5億8,537万3,000円を減額するものであり、歳出では給食システム変更委託料として35万7,000円の追加をお願いするものでございます。歳入内で財源振替を行うものでございまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億8,135万7,000円となるわけでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第40号議案につきましては、各常任委員会に関係部分を

それぞれ分割付託し、審査を願います。議第41及び議第42号の2議案につきましては厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり9日、10日、26日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集を願います。

なお、11日午前9時30分から総務建設常任委員会、12日午前9時30分から厚生文教常任委員会、17日、18日、19日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後0時18分